

議案第 1 2 2 号

世田谷区立特定公共賃貸住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起
上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立特定公共賃貸住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起

■■■■ (■■■■) 及び ■■■■ (■■■■
■■■■) を相手方として、次のとおり訴えを提起する。

1 訴えの要旨

■■■■ 及び ■■■■ は、世田谷区に対し、連帯して、金 7,620,200 円を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求める。

2 訴訟の目的の価額

金 7,620,200 円

3 訴えを提起する理由

世田谷区は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）の使用者を ■■■■ とし、本件建物の使用に係る債務の連帯保証人を ■■■■ とし、平成 13 年 4 月 1 日付で、■■■■ に対し、本件建物の使用の承認をしたが ■■■■ ■■■■ が平成 19 年 5 月からその使用者負担額及び共益費（以下「使用料等」という。）を滞納するようになった。

世田谷区は、■■■■ 及び ■■■■ に対し、督促及び催告を行ったが、滞納は一向に解消せず、滞納額が次第に増加したため、本件建物の使用の承認を取り消した。

その後においても、■■■■ 及び ■■■■ は滞納した使用料等の支払をしないので、訴えを提起する。

(別紙)

物 件 目 録

- 1 所 在 [REDACTED]
- 2 住居表示 [REDACTED]
- 3 建物の名称 [REDACTED]
- 4 部屋番号 [REDACTED]
- 5 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階
- 6 専用床面積 65.44平方メートル